

2025年度就職者対象

## 参加企業を募集！



熊本県では、若者の県内就職と定着、県内企業等の将来の中核を担う人材確保のため、県と県内企業等が協力して、**県内に就職する若者の奨学金返還や赴任費用等（引越代や交通費など）を支援**しています。  
本制度の趣旨に賛同し、参加を希望する企業等を募集します！

©2010熊本県くまモン

※本制度の実施は、令和7年度（2025年度）以降の予算成立が前提となります。

### 制度の概要

制度に参加する企業等（参加企業）と県とが2分の1ずつを負担し、就職した若者の奨学金返還やUターン費用等を支援することにより、参加企業の人材確保と定着を図ります。

#### メリット

企業の魅力アップ！

県のウェブサイト等で参加企業を情報発信！

企業の将来を担う中核人材の採用促進！

### 就職する若者への支援メニュー（予定）

支援メニューは以下を予定しています。

※助成額は、下表の設定上限を超えない範囲で各企業が設定します。

1/2を県、1/2を参加企業が負担

支援メニュー	支援対象者	支援内容(設定上限)	支給時期	予定人数
①奨学金支援枠Ⅰ	奨学金利用者 大学院修了者等	奨学金返還の支援 (456万円)	就職後10年間に分けて支給	10人
②奨学金支援枠Ⅱ ※中小企業等が対象	奨学金利用者 大学院修了者等・4年制大学卒業生等	奨学金返還の支援 (大卒244.8万円、院卒等456万円)	就職後10年間に分けて支給	100人
③熊ターン応援枠	奨学金を利用していない者等 大学等の卒業生、社会人経験者(県外)	赴任費用の支援(20万円) 研修等費用の支援(30万円)	就職1年目、5年目に支給	110人

### 制度の流れ(予定)

#### 採用活動～内定前

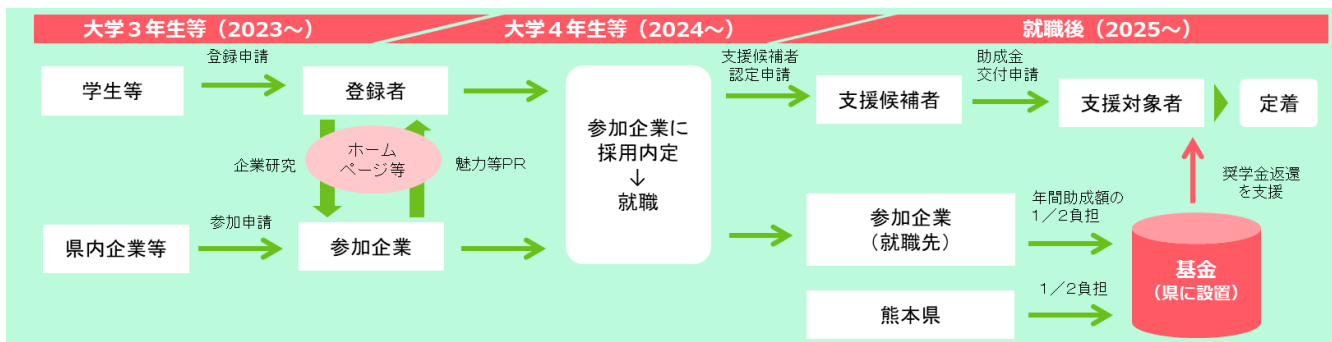
若者（学生等）の登録者を募集  
参加企業の情報発信を支援

内定・採用

#### 就職後

助成金支給手続き  
→助成金支給

↓登録から支援までの流れ（新卒採用、支援メニュー①②の場合） ※③の熊ターン応援枠は、参加企業への1/2補助を予定しています。



## ★対象企業等

次のいずれにも該当する企業等

- (1) 2025年度に中核人材として新卒者等の採用を希望していること
- (2) 当該新卒者等を継続して10年以上雇用する意思があること
- (3) 県内企業等に該当すること
- (4) 公共法人（法人税法別表第一に掲げる法人）でないこと
- (5) 奨学金支援枠Ⅱの利用を申し込む場合にあっては、中小企業等であること

## ★参加登録の要件

次の全ての要件を満たすこと

- (1) 本制度に申込み登録された者（登録者）の採用に向け、自社の積極的なPR等に努めること
- (2) 登録者を採用（内定）した場合、当該登録者が本制度適用のために行う助成金交付申請等の手続きに協力すること
- (3) 助成金の交付決定を受けた登録者（支援対象者）への助成額の2分の1に相当する額を負担することを確認できること
- (4) 登録者を採用する場合は、あらかじめ登録した「制度適用人数枠」を満たすまでは、必ず本制度を適用して採用すること
- (5) 「制度適用人数枠」を超える場合など、本制度を適用せずに登録者を採用するときは、必ず登録者の同意を得ること
- (6) 本制度を通じて得た個人情報については、責任を持って適正に管理し、目的以外には一切使用しないこと

## ★登録対象者（学生等）

### 1 基本的要件

- (1) 新卒予定者、既卒者又は社会人経験者（県外）であること
- (2) 参加企業（2020年度～2025年度就職者対象）への就職が内定、決定していないこと
- (3) 2025年度に参加企業に就職し、概ね10年以上継続して就業することを希望すること
- (4) 参加企業への就業期間中、熊本県内に居住する意思があること（県外支店勤務に伴う転居等を除く） など

メニューごとに学歴等の要件が異なります。  
詳細は募集要項及びQ&Aを参照ください。

### 2 支援メニューごとの要件

- (1) 奨学金支援枠Ⅰ及びⅡ：対象奨学金の利用者であること
- (2) 熊ターン応援枠：原則として対象奨学金の利用者でないこと など

## ★対象奨学金 ※熊ターン応援枠を除く

- ・日本学生支援機構 第1種奨学金
- ・日本学生支援機構 第2種奨学金
- ・熊本県育英資金（大学貸与）
- ・その他知事が認める貸与型奨学金

## ★参加企業の負担（予定）

登録者を採用し、継続して就業した場合、当該登録者（支援対象者）への助成額の2分の1に相当する額を負担するものとします。 ※詳細については、別途参加企業にお知らせします。

## ★募集期間

令和5年（2023年）6月8日（木）から令和5年（2023年）7月31日（月）まで

※郵送で申請書類を提出してください。後日、審査の上、結果を通知します。

## ★申請書類の提出先・お問い合わせ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県商工労働部商工政策課 政策班

TEL 096-333-2313 FAX 096-385-5850

メール [kumakatsusupport@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kumakatsusupport@pref.kumamoto.lg.jp)

※申請書類の様式は、専用ウェブサイト「くま活サポート」で公開しています。

<https://www.kumakatsusupport.pref.kumamoto.jp>

